

かしょう ちょうふししゅわげんごじょうれい あん (仮称) 調布市手話言語条例 (案)

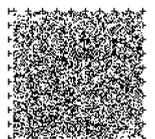
(わかりやすい版)^{ばん}

これは、^{ちょうふししゅわげんごじょうれい} 調布市手話言語条例 (案) ^{あん} の内容 ^{ないよう} をわかりやすい言葉 ^{ことば} で説明 ^{せつめい} したものです。

^{しゅわ} 手話は、もの ^{なまえ} の名前や ^{いみ} 意味を、^て 手、^{ゆび} 指、^{からだ} 体、^{かお} 顔などの ^{うごき} 動きで ^め 目に見 ^み えるように ^{げんご} あらわす言語 (たくさんの言葉の集まり) です。

しかし、^{しゅわ} 手話については、まだよく知らない ^{ひと} 人がたくさんいます。

^{しゅわ} 手話についてもっと ^{ひと} たくさんの人 ^し に知ってもらい、^{しゅわ} 手話を ^{じぶん} 自分の ^{げんご} 言語として ^{つか} 使っている ^{ひと} 人の ^{けんり} 権利 ^{まも} を守り、^{いっしょ} みんなが ^く 一緒に暮らして ^い けるように、この ^{じょうれい} 条例をつくれます。



だい じょう じょうれい もくひょう 第1条 (この条例の目標)

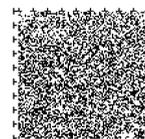
しゅわ げんご し ひろ ひつよう
手話という言語をみんなに知ってもらい、広めていくために必要
なことを決め、しゅわ じぶん げんご つか ひと あんしん
手話を自分の言語として使っている人が安心して
く
暮らしていけるようにすることを目標にします。

だい じょう ことば いみ 第2条 (言葉の意味)

じょうれい つぎ いみ ことば つか
この条例では、次の意味で言葉を使います。

- しみん ちょうふし す ひと ちょうふし はたら ひと ちょうふし
・ 市民…調布市に住んでいる人、調布市で働く人、調布市にある
がっこう かよ ひと
学校に通っている人などのことです。

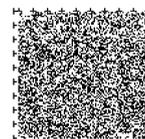
- じぎょうしゃ ちょうふし みせ さーびす ちょうふし
・ 事業者…調布市にあるお店や、いろいろなサービスを調布市で
おこな ひと
行っている人たちのことです。



だい じょう たいせつ 第3条 (大切にすること)

しゅわ げんご し ひろ
手話という言葉語をみんなに知ってもらい、広めていくために、こ
じょうれい つぎ たいせつ
の条例では次のことを大切にします。

- しゅわ にほんご べつ ひと げんご
・手話は、日本語とは別の一つの言語です。
- しゅわ つか ひと けんり たいせつ
・手話を使っている人の権利を大切にします。
- しゅわ ひと し いっしょ
・手話をたくさんの人に知ってもらうことは、みんなが一緒に
く しゃかい ひつよう
暮らしていける社会をつくるために必要なことです。
- しゅわ つか ひと はたら かつどう さんか
・手話を使っている人が働いたり、いろいろな活動に参加したり
く しゅわ つか ひつよう
するためには、暮らしのどこでも手話が使えることが必要です。



だい じょう し せきにん 第4条 (市の責任)

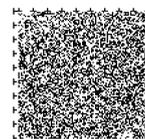
ちょうふし ひと だんたい きょうりょく しゅわ
調布市は、いろいろな人や団体と協力しながら、手話をたくさ
んの人に知ってもらい、手話を広め、手話を使いやすくするための
とりくみ すす
取組を進めます。

だい じょう しみん 第5条 (市民がすること)

しみん ちょうふし いっしょ じょうれい たいせつ いっしょ
市民は、調布市と一緒に、この条例を大切にし、みんなが一緒に
く しゃかい めざ
暮らしていける社会をつくることを目指します。

だい じょう じぎょうしゃ 第6条 (事業者がすること)

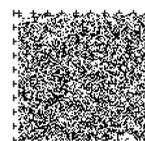
じぎょうしゃ ちょうふし いっしょ じょうれい たいせつ しゅわ つか
事業者は、調布市と一緒に、この条例を大切にし、手話を使って
ひと く しゃかい めざ
いる人が暮らしやすい社会をつくることを目指します。



第7条 (市がやっていくこと)

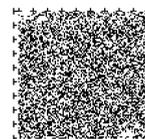
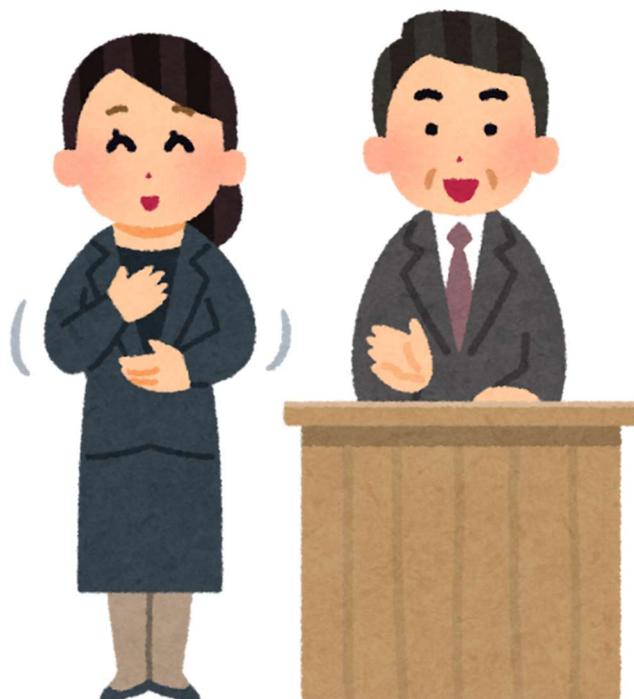
調布市は、次のことに取り組みます。

- (1) 手話をたくさんの人に知ってもらい、広めていくこと
- (2) 学校や社会で手話について勉強できるようにすること
- (3) 手話の勉強について相談できるようにすること
- (4) 調布市の職員が手話について知り、勉強すること



(5) ^{しゅわ}つうやく ^{しゅわ} にほんご ^{にほんご} ^{しゅわ}
手話通訳（手話を日本語にしたり，日本語を手話にしたりす
る人）を ^{つか} 使いやすい ^{ひと} すること

(6) ^{しゅわ}つうやく ^{ひと} ^ふ ^{ちから} ^{たか}
手話通訳をする人を増やし，力を高めること



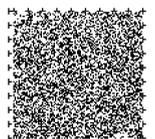
(7) 手話を使っている人が働くときに手話を使いやすくすること

(8) 地震や大雨, 洪水のときに手話を使っている人が情報を知り, 助けてもらいやすくすること

(9) 市のサービスや手続について, 手話でも知ったり, 利用したりできるようにすること

(10) その他に, 暮らしのいろいろな場面で手話を使いやすくすること

調布市は, これらのことに取り組んでいくときに, 手話を使っている人や手話通訳をする人の意見を聴くようにします。



だい じょう し おかね
第8条 (市のお金)

ちょうふし しゅわ とりくみ すす ひつよう かね じゅんび
調布市は、手話についての取組を進めるために、必要なお金を準備
します。

だい じょう ほか
第9条 (その他のこと)

ほか じょうれい ひつよう ちょうふしちょう き
その他にこの条例に必要なことは、調布市長が決めます。

